

旭川医科大学病院光学医療診療部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院光学医療診療部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院光学医療診療部委員会規程（平成18年旭医大達第10号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 光学医療診療部長	(1) 光学医療診療部長
(2) 光学医療診療部副部長	(2) 光学医療診療部副部長
(3) 内科系診療科の医師のうちから 2人	(3) 内科系診療科の医師のうちから 2人
(4) 外科系診療科の医師のうちから 2人	(4) 外科系診療科の医師のうちから 2人
(5) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人	(5) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人
(6) 放射線部副部長のうちから 1人	(6) 放射線部副部長のうちから 1人
(7) 経営企画部副部長（経営戦略担当）	(7) 経営企画部副部長（経営戦略担当）
(8) 副看護部長（業務担当）	(8) 副看護部長（業務担当）
(9) <u>事務局次長（病院担当）</u>	(9) <u>病院事務部長</u>
(10) 経営企画課長	(10) 経営企画課長

(11) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号まで及び第11号の委員は、病院長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第3条第1項第9号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(11) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号まで及び第11号の委員は、病院長が委嘱する。

(略)